



64th IFALPA Annual Conference, Auckland

A/B Committee 報告

HUPER (Human Performance) 関連

09HUP055 “LICENCES AND RATINGS FOR PILOTS”

ICAO の Maximum License Age が 65 歳に改訂されたのを受け、IFALPA も Policy 変更を検討していましたが、A/B Committee で 1 時間を超える議論の末、今回改訂は見送ることが決定され、Industrial 委員会で再検討する運びとなりました。

この決定を受け、IFALPA POLICY Annex 1 に下記 Policy を追加するという HUPER 方針も自動的に見送りとなりました。

採択が見送られたPOL-STAT案

2.1.10 Member Associations, recognizing the best interests of their Members, should determine their own policies with regard to Maximum License Age.

2.1.10 各加盟組合は、各組合の状況に応じ、それぞれ技能証明に関わる最高年齢制限に関わる Policy を決定すべきである。

この決定に際し、反対の口火を切ったのはオランダ代表の委員でした。

09IND068 では I Manual Chapter 4 の変更を含む方針を採択しようとしていましたが、「IFALPA の本件に関する意志決定プロセスには問題がある。昨年秋シカゴで開催された Industrial 委員会では、最高年齢条件を現行の 60 歳から 65 歳に変更する、或いはこの条項を撤廃するという案はいずれも否決されている。この決定が反映されていない当 Policy 案の採択はこの場で行わないことを求める」旨の発言がありました。これに対し、年金システムの変更や人生設計の多様化などを根拠とし、変更を推進する意見もいくつか聞かれましたが、US-ALPA も「やはり 60 歳にすべきと考える」等、採択の見送りを求める声も出てきました。

原案では合意が得られないことが決定的となったので、A/B 委員会は急遽、Policy 自体の変更の可能性を探ることとなりました。「IFALPA は ICAO が規定する最高年齢条件に賛成しない」とし、同時に Policy 文中の「引退年齢 (Retirement Age)」を「年金支給開始年齢 (Pensionable Age)」に変更するという案が提案され、この案を取るか、或いは変更案そのものを委員会に差し戻すかの二者択一で決を採ったところ委員会差し戻し派が多数を占める結果となり、A/B Committee 議長が「Industrial 委員会に差し戻す」旨、宣言を行いました。

(次頁へ続く)

Fatigue に関する Policy 変更

本件は Industrial 委員会の提案という形態を取りましたが、HUPER 委員会としての知見も反映されておりますので、HUPER 関連報告として取り上げます。

09IND063 は IFALPA POLICY Annex 6 に Fatigue Risk Management Systems (FRMS) を取り入れること、その詳細を Attachment J とすること、またこれら変更に伴う文言の修正等を提案するものです。この案は予定通り採択され、IFALPA は FRMS を Fatigue 対策に有用な一要素として位置付けることとなりました。

SECURITY COMMITTEE

ESCORTS FOR DEPORTEES / INADMISSIBLE PERSONS / PERSONS IN CUSTODY

(Proposed Policy)

Law Enforcement Officer 以外により Escort 業務が行われる場合に関する追加項目

- 1) 常時 Law Enforcement Officer の監督下におく
- 2) 緊急時等を想定したより実践的かつ航空機の運航に即した訓練の実施
- 3) 定期的な Proficiency Check の導入

UNLAWFUL INTERFERENCE (Proposed Policy)

Hi-Jack 発生時等において当該航空機を特定の空港に着陸させる決定を下す場合、その空港に関して PIC が要求する安全要件も考慮されなければならない。

SECONDARY FLIGHT DECK BARRIERS (Added Policy)

Phase II Door の装備が義務付けられている全ての航空機に対して、Flight Deck Door の開閉に伴う Transition Time に Cabin から Flight Deck への侵入防止を目的とした、少なくとも 5 秒間侵入を遅らすことの出来る能力を備えた Secondary Flight Deck Barriers を設置する。

以上